

事故処理基準

(小規模航路事業主用)

平成20年10月1日

事業主名 千代田町
(赤岩渡船)

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	事故等発生時の通報
第 3 章	事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、運航中の船舶に係る事故処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当町の運航中の船舶に係る事故及び事故に至るおそれの大きかった事態又は事件（以下「事故」という。）で次に掲げるものをいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、重大な負傷若しくは疾病、その他の重大な人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、行方不明、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の事故
- (3) 航路の障害、河川及び離着岸施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 第1号から第3号までの事象に至るおそれの大きかった事態（インシデントという。）

(軽微な事故への準用)

第3条 この基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当町の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の連絡は、別表1「官公署及び医療機関連絡表」により関係海上保安部及び警察署等へ行うものとする。
- 3 非常連絡は、原則として、別表2「非常連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

- (1) 全事故等に共通する事項

- ア 船名
- イ 日時
- ウ 場所
- エ 事故種類
- オ 死傷者の有無
- カ 救助の要否
- キ 当時の気象・水象

- (2) 事故等の態様による事項

事故の種類	連絡事項
1 衝突事故	ア 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） イ 船体、機器の損傷状況 ウ 浸水の有無（あるときは第4項） エ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） オ 自力航行の可否 カ 相手船の船種、船名、総トン数、船主・船長名 キ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）

2 乗揚げ事故	ア 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、川底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） イ 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ウ 河川の状況、船体に及ぼす風の影響、波の影響 エ 船体、機器、損傷状況 オ 浸水の有無（あるときは第4項） カ 陸上からの救助の可否 キ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
3 火災事故	ア 出火場所及び火災の状況 イ 出火原因 ウ 船体、機器の損傷状況 エ 消火作業の状況 オ 消火の見通し
4 浸水事故	ア 浸水箇所及び浸水の原因 イ 浸水量及びその増減の程度 ウ 船体、機器の損傷状況 エ 浸水防止作業の状況 オ 船体に及ぼす風浪の影響 カ 浸水防止の見通し キ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
5 強取、殺人、傷害、暴行等の不法行為	ア 事件の種類 イ 事件発生の際の端緒及び経緯 ウ 被害者の氏名、被害状況等 エ 被疑者の人数、氏名等 オ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 カ 措置状況
6 人身事故（行方不明を除く。）	ア 事故の発生状況 イ 死傷者数又は疾病者数 ウ 発生原因 エ 負傷又は疾病の程度 オ 応急手当の状況 カ 緊急下船の必要の有無
7 旅客、乗組員等の行方不明	ア 行方不明が判明した日時及び場所 イ 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ウ 行方不明者の氏名等 エ 行方不明者の遺留品等
8 その他の事故（事故に至る恐れが大きかった事態を含む。）	ア 事故の状況 イ 事故の原因 ウ 措置状況
9 インシデント	ア インシデントの状況 イ インシデントの原因 ウ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 水難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故極限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合は、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、連絡等がないまま着岸が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安部及び警察署等に連絡するとともに第4条に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安部及び警察署等への救助の要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(医療救護の連絡等)

第8条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師に対し協力を要請することとし、不在の場合は別表1「官公署及び医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第9条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安部及び警察署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(別表 1)

官公署及び医療機関連絡表

名 称	住 所	電 話
(運輸局) 関東運輸局	横浜市中区北仲通 5-57	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 0
(海上保安部) 第三管区海上保安 本部	横浜市中区北仲通 5-57	0 4 5 - 2 1 1 - 1 1 1 8
(警察署) 大泉警察署	群馬県邑楽郡大泉町朝日 2-27-1	0 2 7 6 - 6 2 - 0 1 1 0
(消防署) 館林地区消防本部 同 千代田消防署	群馬県館林市上赤生田町 4050-1 群馬県邑 楽郡千代田町大字萱野 1218-1	0 2 7 6 - 7 2 - 3 1 7 0 0 2 7 6 - 8 6 - 3 2 0 2
(医療機関) 公立館林厚生病院 千代田医院	群馬県館林市成島町 262-1 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1773-1	0 2 7 6 - 7 2 - 3 1 4 0 0 2 7 6 - 8 6 - 6 0 8 0

(別表 2)

非 常 連 絡 表

